

上司の推薦条件は？

70 歳までの継続雇用

問

パート・アルバイト等から正社員登用する際の基準を「上司の推薦がある者に限る」として
います。改正高年法への対応で、高年者を 65 歳以上も雇用する際の基準も同じく推薦を条件
にしても良いでしょうか。

「客観的基準も明らかにする

答

パート・有期雇用労働者を通常の労働者へ登用するための制度として、たとえば勤続年数や
その職務に必要な資格等があり得ますが、対象者がほとんど存在しないようなものは、法 13
条の措置として認められないことがあります（平 31. 1. 30 雇均発 0130 第 1 号）。次に、65 歳
から 70 歳までの就業機会確保は努力義務であり、措置の対象となる高年齢者の基準を定める
ことは可能です（令 2. 10. 30 厚労省告示 351 号）。対象者の基準を定める際は、過半数労働組
合等の同意を得ることが望ましいとしています。なお、60 歳から 65 歳までの対象者基準の仕
組みに関して、就業規則の変更で対応が可能でした。厚労省は、労使で十分に協議しても、
上司の推薦がある者に限る「のみ」を条件にすることは基準がないに等しく、法改正の趣旨
に反するおそれがあるとしています（高年齢資雇用安定法 Q & A）。その他、能力等を具体
的、客観的に測ることのできる基準も明らかにしておくことでしょうか。